

見守り 新鮮情報

第101号

業者が「**マグロを100g 1,500円で販売している**」と家を訪ねてきた。マグロは好きなので「見せてほしい」と業者の車へ見に行ったところ、**勝手に切り分けて「代金は15,000円だ」**と言われた。マグロの色は悪く、値段も高いので断ると「**切った**

のだから絶対買ってもらう」と**ど**なられた。「買うとは言っていない」と断ったが、「買うのが当たり前前だ」と**脅**された。**恐ろしかった**。(70歳代 女性)



押し売り! マグロを勝手に 切り分けられ、断ったら脅された!

ひとこと 助言

気をつけて!



見守るくん

- マグロやカツオなど魚介類の押し売りのトラブルの相談が増えています。「傷んでいて食べられなかった」「断ると、包丁でまな板をたたき怖かったので、代金を支払ってしまった」といったものもあります。
- 玄関のドアを開けたり、商品を見せてもらったり、勧められて試食してしまったりすると断りにくいものです。訪問の目的を確認し、早い段階できっぱりと断りましょう。
- たとえ買ってしまったとしても、訪問販売なので本来はクーリング・オフが可能です(現金取引で3千円以上の場合)。しかし、業者名や連絡先が分からないとクーリング・オフの手続きができず、被害の回復が困難です。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

2011年1月7日

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。

国民生活センターからの情報です。

果物類など他の食品の押し売りにもご注意ください。

長崎県消費生活センター

095-824-0999